

『納税準備預金規定』

第1条（預金の目的、預入れ）

この預金は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でもいつでも預入れができます。

第2条（振込金の受入れ）

- 1.この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- 2.この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第3条（預金の払戻し）

- 1.この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- 2.租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合受付店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、受付店で取扱うことのできない租税については納付先宛の自己宛小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- 3.この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第4条（利息）

- 1.この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の第3日曜日の翌営業日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- 2.租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および預金共通規定第11条第3項によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。
- 3.前1、2項の利率は金融情勢に応じて変更します。
- 4.この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

第5条（納税貯蓄組合法による特例）

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」といいます。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ①納税貯蓄組合預金は第3条の第1項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ②租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第4条第2項の場合と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

第6条（規定の変更）

- 1.この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。
- 2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上
2020年4月1日現在